

令和4年度 白老町公共施設使用料

減免団体認定手続きの手引

- 1 減免の手続きが変更になります …………… p.1
- 2 公共施設と使用料 …………… p.2
- 3 使用料の減免基準 …………… p.4
- 4 町民活動団体の登録・減免団体認定申請 …… p.5
- 5 減免認定申請の様式（記載例） …………… p.8
- 6 減免認定申請の流れ（フロー図） …………… p.12

白老町 企画財政課

白老町町民まちづくり活動センター

1. 公共施設使用料の減免手続きが変更となります。

町民活動団体等が、公共施設を利用しようとするときは使用料がかかりますが、一定の活動条件を満たすときに使用料の減額や免除（減免）を受けることができます。

令和4年度から認定申請の手続きの方法が変わりますので注意が必要です。

変更① 減免の認定申請の提出先が変更となります。

従来の減免の認定申請は、町民活動団体等が関係する役場担当課を經由して企画財政課に申請書を提出し、減免団体の認定決定を受けておりました。

今後においては、白老町町民まちづくり活動センター（令和2年4月組織）が減免認定申請等の相談窓口と申請の代理を行うこととなります。



相談・申請は 白老町町民まちづくり活動センターへ

変更② 減免団体の認定に有効期間が設定されます。

従来の減免団体の認定決定には有効期間はありませんでした。そのため、減免申請をしていた町民活動団体等の活動が休止し、又は団体が解散して消滅しているにも関わらず町に「公共施設使用料等減免団体」として認定を受け登録されておりました。

それを解消するために、令和4年度を基準年として最長3年を有効期間と定め、基準年（3年毎）には改めて減免団体の認定を受けるための申請を行っていただくこととなります。



減免団体認定有効期間は最長3年間になります

変更③ 減免を希望する全ての団体の申請が必要です。

公共施設を利用している町民活動等の団体で、令和4年度以降も使用料の減免を受けようとする場合は、全ての団体で改めて減免団体の認定を受けることが必要となります。

期日までに減免申請をされない町民活動団体は、公共施設使用料の減免が受けられなくなりますので必ず申請を行ってください。

全ての団体で申請が必要となります

2. 公共施設と使用料

1 公共施設とは？

「公共施設」と言って真っ先に思いつくものといえば公立図書館や博物館、公民館、市民ホールなどですが、公共施設には国道や市町村道などといった道路や灯台などの港湾施設、空港、上下水道などといったものも含まれています。公共施設は住民みんなが出し合った税金でまかなわれている大切な資産です。

その中でも、住民の福祉を増進する目的で利用される施設（「**公の施設**」といわれています。）は、議会の議決が必要となる条例で管理と運営の方法を定めなければならないとされ、使用方法や使用のための手数料の額などが規定されています。

(参考) 主な例

区分	代表例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

※ 総務省自治行政局



2 使用料とは？

使用料は、公共施設などの利用者にその利用の対価として負担していただいているものであり、利用者から見れば当然安価であればあるほど喜ばしいものですが、公共施設の維持管理や運営に要する費用で不足する分は税金で賄うことになり、町民全体で負担することになります。

行政サービスの主な財源は税金ですが、全てのサービスを税金だけで賄うことは困難です。町民にはサービスや公共施設を多く利用する人とあまり利用しない人がいます。負担の公平を考えると、サービスや公共施設を多く利用する人に応分の負担をしていただくことが、あまり利用しない人との負担の公平性が確保されることになります。これを**「受益者負担の原則」**と言います。

公共施設の使用料は、条例により「公益上の必要がある場合において使用料を減免することができる」と減額・免除についての規定が設けられています。

しかしながら、使用料の減免は政策的で特例的な措置であり、住民の福祉を増進する目的で設置された公共施設であっても受益者負担の原則は適用されるものです。





白老町では、町の施策の推進や各種町民団体活動の活性化の一環として公共施設の使用料の減免を定めてきましたが、受益者負担の原則の観点からあくまでも特例措置として、町民活動に一定のルールが必要です。



3. 使用料の減免基準

白老町では、町民活動団体等の活動目的（一定の活動条件）に応じた統一した公共施設使用料の減免基準を定めています。

提出いただいた減免の認定申請書を審査し、下記①～⑩の公共施設利用区分や、免除・減免の割合などを決定いたしますので、決定以降、公共施設を活用し団体本来の活動を行う際には使用料の減免を受けることができます。

減免割合	公共施設利用区分
全額免除	① 町(町が設置する附属機関等を含む)が主催又は共催するとき(後援、協力、協賛を除く)
	② 町内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を使用するとき 
	③ 当該施設の指定管理者が主催する事業に当該施設を使用するとき
	④ 町内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、専門学校が正規の教育課程またはこれに準じた教育活動に使用するとき 
	⑤ 町が認める町内の小・中学生及び高校生で組織する団体が団体本来の目的で使用するとき 
50%減額	⑥ 町が認める行政活動を補完する団体(自主的な団体は除く)が団体本来の目的で使用するとき 
	⑦ 町内会で町内会本来の目的で使用するとき
	⑧ 町が特に認める福祉関係団体及び専ら社会奉仕を目的に活動している団体が団体本来の目的で使用するとき
25%減額	⑨ 町が後援、協力、協賛するとき
	⑩ 町が認める公共的団体及び町民活動団体(福祉関係団体、社会教育関係団体、まちづくり活動団体)が団体本来の活動目的で利用するとき

4. 町民活動団体の登録と減免認定申請の方法

1 町民活動団体とは

白老町内には、さまざまな学習会やスポーツクラブ、ボランティアサークルなどがあり、自主的な団体として活動しています。その活動を通して自己実現を図り、豊かな人間関係・地域関係を生み出す社会教育・福祉・まちづくりに関する活動は、潤いと輝きのある地域文化・スポーツ・福祉のまちづくりにつながる町民活動といえます。

このような活動を行うことを目的とし、自主的な運営を行う開かれた団体を「町民活動団体」といいます。

また、白老町町民まちづくり活動センターでは、団体情報や活動内容などの発信、研修会やセミナー、助成・補助事業の案内など、広く「町民活動団体の支援」を行っており、減免団体認定申請の代理と同時に「町民活動団体の登録」を行っております。

2 町民活動団体の登録と減免団体認定申請をするための要件

(1) 減免団体認定申請及び団体登録ができる町民活動団体は、必ず次の要件を全て備えていなければなりません。

必須要件

- ① 団体の意思を表明する代表者がおり、組織が確立していること。
- ② 団体としての規約（あるいは会則）があり活動内容が明確であること。
- ③ 団体活動の経理が明らかであること。
- ④ 団体の構成員が5名以上であること。（設立時など、活動初期の団体にあっては3人以上可）
- ⑤ 構成員の半数以上が白老町在住又は在勤・在学者であること。

(2) ただし、(1)の要件を備えていても次に該当する団体は、減免団体認定申請及び団体登録ができる町民活動団体とはなりません。

申請×

- ① 塾や各種教室のように講師が中心となって月謝（会費）を取り、講師の生計を立てる活動として行っている団体
- ② 特定の人だけで構成し、町民の新規加入を受け付けない団体

(3) さらに、(1)の要件を備え、(2)に該当していない場合でも、団体の主な活動目的や内容が次に該当する活動を行う団体は、**減免団体認定申請や団体登録をすることはできません。**

認定・登録×

- ① 営利を目的とする活動
- ② 特定の政党その他政治団体の利害にかかわる活動
- ③ 公の選挙に関して特定の候補者を支持し、またはこれに反対する活動
- ④ 特定の宗教もしくは特定の宗派・教団を支持し、またはこれに反対する活動
- ⑤ その他公序良俗に反する活動

3 町民活動団体の登録と減免団体認定申請の方法

町民活動団体の登録及び公共施設使用料の減免団体認定申請を行うためには、次の書類を作成し、提出期間内に『白老町町民まちづくり活動センター』へ提出してください。

※提出された書類の返却はできません。

要作成・提出書類

- (1) 白老町公共施設使用料減免団体認定申請書（様式第1号）
付表 「町民活動団体登録書」 …… ※ 団体登録書様式
- (2) 役員・連絡担当、会員数集計表（様式第2-1号～第2-2号）
- (3) 前年度の事業報告書 ※ (注)1・2
- (4) 前年度の会計決算書 ※ (注)1・2
- (5) 本年度の事業計画書 ※ (注)1
- (6) 本年度の会計予算書 ※ (注)1
- (7) 団体規約（会則）の写し（添付必須）

※ (1)・(2)の様式及び団体登録書については白老町のホームページからダウンロードできます

※ (注)1 決められた書式はありません。団体の総会資料（当該年度）でも内容がそろっていれば可です。総会の前であれば前年度及び前前年度分でも構いません。

※ (注)2 新たに設立した団体は、(3)、(4)は不要です。

4 町民活動団体の登録と減免団体認定申請書の提出方法・提出先

白老町町民まちづくり活動センター 団体活動サポート室

☎82-5110 〒059-0905 白老町大町1-1-1 (役場西側プレハブ庁舎)

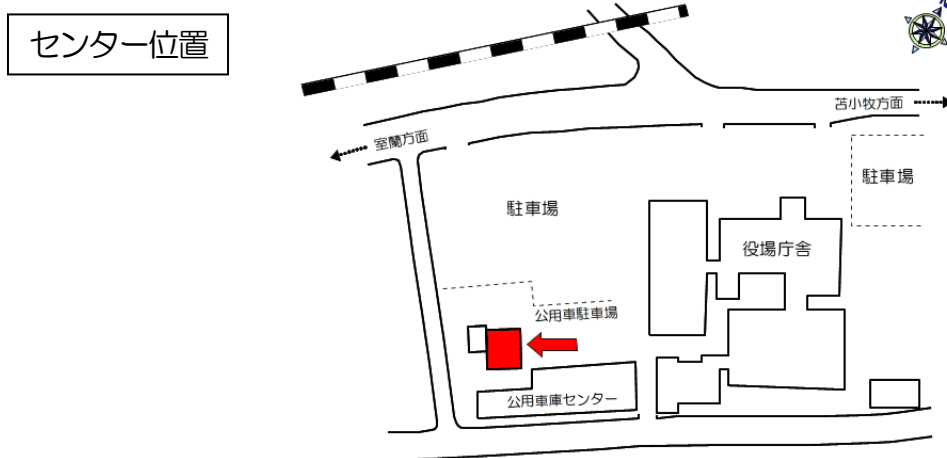
提出方法：提出いただく資料の確認とともに、簡単なヒアリングを予定していることから、可能な限り直接まちづくり活動センターにご持参願います。
萩野・竹浦・虎杖浜公民館で実施している地域支援員の「出張相談窓口」でも受付いたします。(火・金曜日13:30~15:30)

窓口開設予定 萩野公民館 1/20、2/8、2/24

竹浦公民館 1/25、2/17、2/22

虎杖浜公民館 1/18、1/27、2/10、2/15

※センターや出張相談窓口運営時間内での提出が困難な場合等持参ができない時は、上記活動センター宛に郵送願います。



5 減免団体認定の有効期間

有効期限 減免団体認定基準年から3年間

本申請では令和7年3月31日までの認定となります

※ 令和4年度を基準年とし、3年に一度の認定申請と登録が必要となります。

6 町民活動団体の登録と減免認定申請の提出期間

提出期間 令和4年1月17日(月)から令和4年2月28日(月)まで

5. 町民活動団体の登録と減免の認定申請の書式（記載例）

1 白老町公共施設使用料減免団体認定申請書（様式第1号）

（様式第1号）

白老町公共施設使用料減免団体認定申請書

令和〇〇年 〇 月〇〇日

白老町長 戸 田 安 彦 様

5項目を満たしていなければ減免団体の申請はできません。

（団体名） 白老××××協会
（代表者氏名） 白老 太郎

代表者の印鑑
（押印）

私たちの団体は下記の5項目を満たしているので、町民活動団体として次のとおり認定申請をいたします。

記

1. 団体の意思を表明する代表者がおり、組織が確立していること。
2. 団体としての規約（あるいは会則）があること。
3. 団体活動の経理が明らかであること。
4. 団体の構成員が5名以上であること。（設立時など、活動初期の団体にあっては3人以上可）
5. 構成員の半数以上が白老町在住又は在勤・在学者であること。

確認事項7項目に「はい」「いいえ」で回答して下さい。

次の項目に回答して下さい。

確 認 事 項	回 答
（1）塾や各種教室のように講師が中心となって月謝（会費）を取って活動をしている団体ではありません。	はい・いいえ
（2）特定の人だけで構成し、町民の新規加入を受け付けない団体ではありません。	はい・いいえ
（3）営利を目的とする活動ではありません。	はい・いいえ
（4）特定の政党その他政治団体の利害にかかわる活動はしていません。	はい・いいえ
（5）公の選挙に関して特定の候補者を支持し、またはこれに反対する活動はしていません。	はい・いいえ
（6）特定の宗教もしくは特定の宗派・教団を支持し、またはこれに反対する活動はしていません。	はい・いいえ
（7）公の秩序を守る良識的な活動をしています。	はい・いいえ

2 町民活動団体登録書

「活動情報」「登録情報」は該当にし点を付ける。

町民活動団体登録書

団体が活動としている全ての分野にし点を付けて下さい。

活動情報	<input checked="" type="checkbox"/> 活動中 <input type="checkbox"/> 活動停止中 <input type="checkbox"/> 解散済み	活動種類 主な活動内容
登録情報	<input checked="" type="checkbox"/> 団体登録を希望します <input type="checkbox"/> 希望しません ※「登録」団体は、情報公開の対象となります。	の他に、団体が活動する全ての分野にチェック)
団体の基本情報	事務所の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 専用 会長宅 事務局宅 その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 1 高齢者福祉
	団体名 白老××××協会	<input type="checkbox"/> 2 児童・母子福祉
	会員数 53人・男性28人女性25人 うち町内在住者等 46人	<input checked="" type="checkbox"/> 3 障がい者福祉
	加盟団体数 3 団体	<input type="checkbox"/> 4 その他社会福祉
主な活動内容 1 高齢者福祉		<input type="checkbox"/> 5 健康づくり
加入団体名 白老ボランティアセンター		
構成団体名		
町民活動 登録申請年月日		
団体登録 減免率		
HPアドレス http://XXXXXXXXXX		
代表者 氏名 白老		
住所 059 町大町〇丁目〇番〇号		
方書 <input type="checkbox"/>		
電話番号 83-XXXX 携帯番号 080-XXXX-XXXX		
e-mail		
目的		<input type="checkbox"/> 9 観光振興
活動内容	団体の「目的」「活動内容」「特徴」を簡潔に300字以内で記入して下さい。欄は、団体では記入しないでください。書ききれない場合は別紙に記入し添付しても結構です。	<input type="checkbox"/> 10 漁村振興
		<input type="checkbox"/> 11 観光振興
特徴		<input type="checkbox"/> 12 観光振興
		<input type="checkbox"/> 13 観光振興
団体紹介 (300字以内)		<input type="checkbox"/> 14 観光振興
		<input type="checkbox"/> 15 観光振興
		<input checked="" type="checkbox"/> 16 災害救援
		<input type="checkbox"/> 17 地域安全
		<input type="checkbox"/> 18 交通安全
		<input type="checkbox"/> 19 犯罪防止
		<input checked="" type="checkbox"/> 20 人権擁護
		<input type="checkbox"/> 21 平和推進
		<input type="checkbox"/> 22 国際交流
		<input type="checkbox"/> 23 国際協力
		<input type="checkbox"/> 24 男女共同参画
		<input type="checkbox"/> 25 子ども健全育成
		<input type="checkbox"/> 26 情報化社会推進
		<input type="checkbox"/> 27 科学技術振興
		<input type="checkbox"/> 28 経済活動活性化
		<input type="checkbox"/> 29 職業能力開発
		<input type="checkbox"/> 30 雇用機会拡充
		<input type="checkbox"/> 31 消費者保護
		<input type="checkbox"/> 32 団体運営・活動の助言・援助
		<input type="checkbox"/> 33 その他

「団体事務所の有無」は、事務所としている場所を〇印して下さい。企業等に置く場合は「その他」として下さい。

「主な活動内容」は、右欄 1～35 のうちの1つを記入して下さい。

「町民活動団体登録」欄は、団体では記入しないでください。決定した登録・認定年月日、減免率を入れて後日登録書を郵送いたします。

◎「加入団体名」は、団体が組織として加入している団体名を記入(例：体育協会、文化団体協議会など)
◎「構成団体名」は、同一目的のために組織した団体に参加しているものを記入(例：詩吟連盟、音楽協会、盆栽連盟など)

(注) 事前にデータとして記載されている項目に誤りがある場合は、棒線を引き正しい情報により「赤字」により訂正して下さい。

3 役員・連絡者名簿（様式第2-1号）

規約（会則）に規定している役員
の全てを記入して下さい。

（様式第2-1号）

役員・連絡担当者 名簿

*役員・連絡員以外の方は、会員（白老町在住者、在勤・在学者）名簿、会員（白老町外者）名簿にご記入下さい。
*役職名には、規約（会則）で定めた役職（会長・副会長・書記・会計・監査等）を記入して下さい。

役員用（代表者も含めてください。連絡員は最後の欄にご記入下さい。）

	氏名	役職	性別	年齢	住所 <small>現住所が区域内ではない方は、在勤在学の住所</small>	連絡先 <small>名称又は電話番号</small>
1	白 老 太 郎	会 長	男	50	〒 059-0995 大町 X-X-X	82-2121
			女		〒	
2	吉 原 梅 子	副会長	男	48	〒 053-2211 苫小牧市朝日町 4-5-6	72-1111
			女		〒 059-0914 緑丘口-口-口 白老小	82-1111
3	石 山 竹 男	会 計	男		〒 059-0201 字石山 1 4 5-2	83-1111
					〒	
4			女			
			男		〒	
			女		〒	
6			男		〒	
			女		〒	
7			男		〒	
			女		〒	

住所が白老町外で、勤務先・通学先が
町内の場案は、下の段に勤務先・通学
先の住所を書いて下さい。

連絡員用（役員が連絡員をかねているときは、氏名と役職のみご記入下さい。）

	萩 野 花 子	事務局長	男	58	〒 059-0915 本町 1-1-1	85-2020
			女		〒	

連絡員（事務局等）を置いていなくて、役員が兼務
している場合は、氏名欄に「兼務」と記入し、役職
欄に「役職名」のみ記入してください。

4 会員数集計表（様式第2-2号）

（様式第2-2号）

会員数集計表

1 構成員の在住者等内訳

* 下記の表には、役員・連絡員も加えて記入してください

白老町 在任・在勤・在学	白老町外	構 成 員 合 計
人	人	人

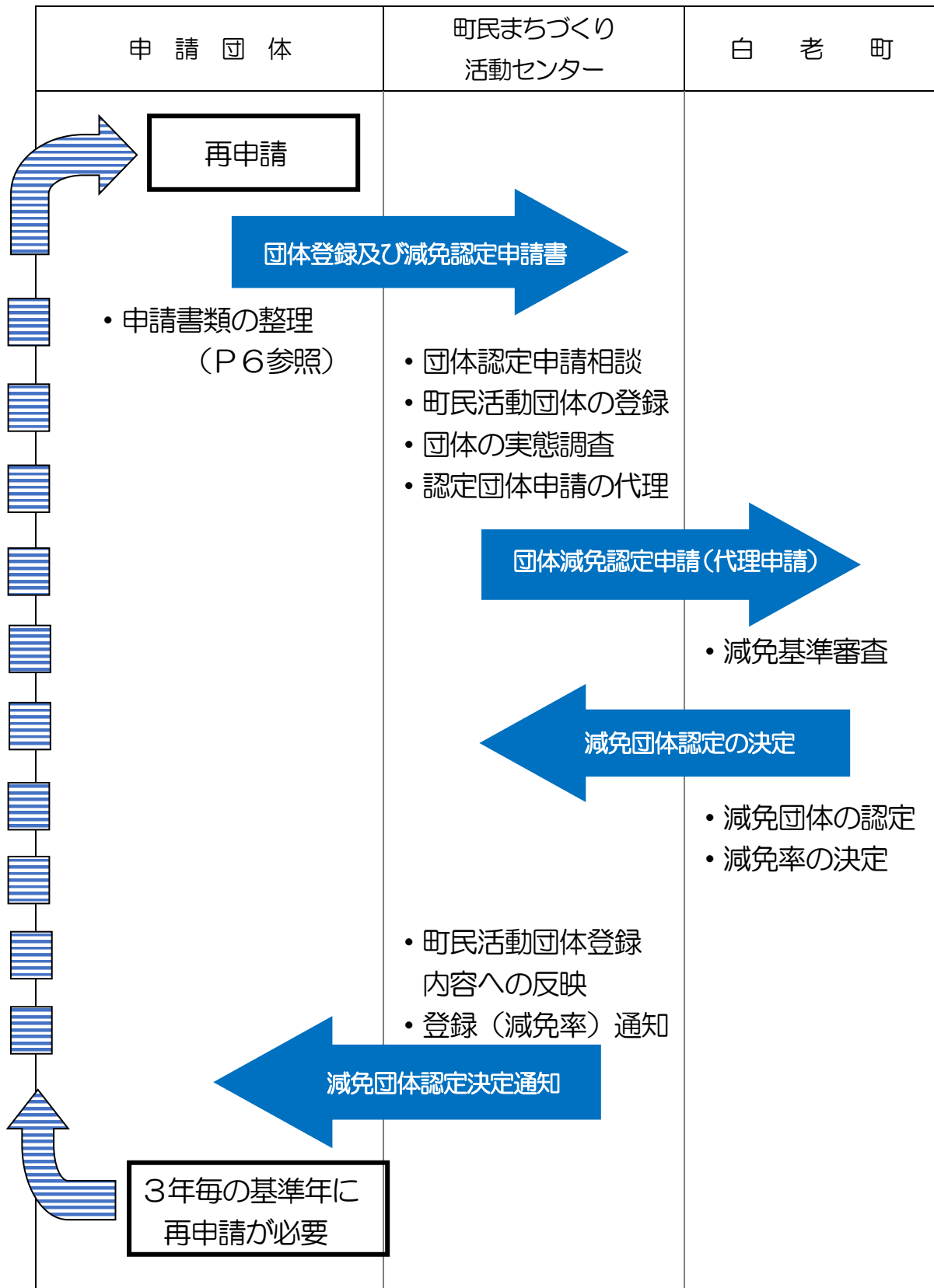
白老町内居住者+町内の会社に通勤する町外者+町内の学校へ通っている町外者

2 構成員の年齢内訳

年齢層	15歳以下	16～29歳	30～59歳	60歳以上	構成員数
男					男 人
女					女 人
計					合計 人

減免の認定を受けるためには、町内に居住している会員の割合が半数以上を占めていなければなりません。町外居住者の他に白老町内の企業や学校に通勤・通学している会員も白老町に含みます。

6. 減免の認定申請の流れ（フロー図）



〒059-0995 白老町大町1丁目1番1号
白老町役場 企画財政課 財政契約グループ
(電 話) 0144-82-2714(直通)
(F A X) 0144-82-4391

〒059-0905 白老町大町1丁目1番1号
役場西側プレハブ庁舎
白老町町民まちづくり活動センター
団体活動サポート室
(電 話) 0144-82-5110
(F A X) 0144-82-4253
(e-mail) katudo@shiraoi-mc.jp